

令和7年度第2回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月27日（火）午後1時30分から2時15分まで

2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室

3. 出席委員（7人）

会長	12番	丸谷	浩二
委員	2番	藤野	雄次
	3番	北田	和彦
	5番	舘	邦夫
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	14番	朝倉	雪

4. 欠席委員（7人）

1番	川端	伸造
4番	糠山	秀雄
6番	松井	成樹
9番	谷川	聡志
10番	長谷川	太佑
11番	林	恵子
13番	北	廣見

5. 議事日程

- | | |
|----|--|
| 第1 | 開会 |
| 第2 | 会長挨拶 |
| 第3 | 業務報告 |
| 第4 | 議事録署名人の指名 |
| 第5 | 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 現況証明願について
議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する
意見について
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について |
| 第6 | その他
(1) 6月の農業委員会定例総会開催予定について
(2) その他 |
| 第7 | 閉会 |

6. 事務局

局長	山本	紹央
同補佐	藤井	恭代
主査	板東	裕美
主事	坪川	智美

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局：皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

それでは、まず初めに、丸谷会長からご挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局：それでは、本日の出席状況をご報告いたします。

委員総数24名中、本日の出席委員は14名であります。

なお、1番・川端委員、4番・糠山 委員、6番・松井 委員、9番・谷川 委員、10番・長谷川委員、11番・林委員、13番・北 委員、推進委員の中嶋委員、辻下委員、南坂委員から欠席の届出がございました。

また、堀川委員からは遅刻の届出がございます。

従いまして、委員総数の過半数のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局：続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

事務局：それでは、ここからの進行は、丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長：それでは、日程第4 議事録署名人の指名を行います。

本日の議事録署名人は、2番・藤野職務代理者、14番・朝倉 委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議長：日程第5 議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（P2～）

議長：議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

事務局：議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
2ページをご覧ください。

1番につきましては、譲渡人は河間にお住いの〇〇さんで、譲受人は宮谷にお住ま

いの〇〇さんでございます。申請農地は宮谷 36 字 44 番 1 の田 1 筆で、面積は 3,508 m²でございます。贈与による所有権の移転でございます。3 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

2 番につきましては、譲渡人は花乃杜にお住いの〇〇さんで、譲受人は花乃杜にお住いの〇〇さんでございます。申請農地は花乃杜五丁目 1104 番 1 の畑 1 筆で、面積は 464 m²でございます。売買による所有権の移転でございます。3 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

3 番につきましては、譲渡人は仙台市にお住いの〇〇さんで、譲受人は赤尾にお住いの〇〇さんでございます。申請農地は赤尾 11 字 42 番の畑 1 筆で、面積は 304 m²でございます。贈与による所有権の移転でございます。3 ページの調書にもありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号、不許可の条件には該当しないため、問題ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議 長： 次に、地区担当委員の説明を求めます。

番号 1 番について、4 番・糠山 委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に替えさせていただきます。

議 長： 次に、番号 2 番について、5 番・館 委員 お願いします。

5 番：事務局に確認なのですが、私は、承諾書に署名をしたのですが、譲渡人と譲受人が逆なのではないですか。

事務局：申請書類を確認したところ、議案書が正しく、承諾書の譲受人と譲受人の記載が逆になっていたことになる（間違っていたことになる）。承諾書受領時の確認不足であった。書類を改めてもらい直してもらうこととしたい。

2 番の案件については、書類不備のため、次回の総会で再度諮らせていただきたい。

議 長：では、次に、番号 3 番について、10 番・長谷川 委員ですが、本日欠席のため先ほどの事務局の説明に替えさせていただきます。

議 長：それでは、これらの案件について、ご質問はありませんか。

※質問なし

無いようですので、採決に入ります。

議 長：議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番と番号 3 番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長：挙手全員 です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (p 5～ p 7)

議長：次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明させていただきます。5ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番につきまして、申請人は上番の〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては、上番129字6番の1筆で、登記地目は田、面積は5,175㎡のうち3,730㎡でございます。用途につきましては農業用ビニールハウスでございます。

事由につきましては、申請人は野菜選別及び一時保管場所として利用するため農業用ビニールハウスを新設したいとのことでございます。こちらの農地区分につきましては、農振農用地でございます。農振農用地は、原則、転用できないとなっておりますが、農業用施設の新設ということで、例外として転用が可能となっております。場所につきましては6ページ、計画図につきましては7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

議長：次に、地区担当委員の説明を求めます。

番号1番について、2番・藤野職務代理者 お願いします。

2番：〇〇さんは、玉ねぎを田んぼで大規模に作っており、3町から5町作っています。選別作業に手狭なためビニールハウスで作業されたいとのことです。

議長：ありがとうございます。

次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、3番・北田 委員に調査結果の報告をお願いします。

3番：本日、午前中、朝倉委員と現地調査を行いました。内容的には事務局が説明したとおり問題ないと思います。

議長： はい、ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

※質問なし

ないようですので、採決に入ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって県に進達するものといたします。

◇ 議案第 3 現況証明願について (p 8～p 12)

議長：次に、議案第 3 号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：議案第 3 号「現況証明願について」、ご説明させていただきます。8 ページをご覧ください。今回、2 件の申請がございました。

番号 1 番につきまして、申請人は滝の〇〇さんでございます。申請の土地につきましては、下金屋 7 字 3 番 2、30 字 1 番 1、3 番 1 で面積は合計 316 ㎡、登記地目はいずれも田及び畑、現況は非農地でございます。

事由につきましては、申請地は高速道路建設のため縮小し、現在の面積になった後、田は耕作が放棄され、畑は昭和 60 年頃までは〇〇さんの祖母が畑として利用していましたが、その後耕作が放棄され、現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。場所につきましては 9 ページをご覧ください。

続きまして、番号 2 番につきましては、申請人は河間にお住まいの〇〇さんでございます。

申請の土地につきましては、宮谷 14 字 20 番 外 6 筆で面積は合計 1,305 ㎡、登記地目は畑及び田、現況は非農地でございます。

事由につきましては、申請地は平成 12 年に取得した時にすでに原野の状態で、農地への復帰も困難な状況で、自然発生的に雑木が生い茂るようになり、現在に至っているとのことで今回、地目変更したいとのことでございます。

場所につきましては、10 ページから 12 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。

議長：それでは、地区担当委員の説明についてですが、番号 1 番、番号 2 番について、11 番・林 委員と 4 番・糠山 委員ですが、両名とも本日欠席のため先ほどの事務局の説明に替えさせていただきます。

議長：次に、本件について、本日、現地調査を行っておりますので、調査員を代表して、3 番・北田委員に調査結果の報告をお願いします。

3 番：午前中、現地調査をおこないました。下金屋は、放棄地となっており現況のとおりとなっていました。宮谷地区も確認しましたが、3 か所ほど山の中で行けなくて航空写真で確認しました。いずれも雑木林となっており、現況は非農地という感じで間違いなく問題ないと思います。

議長：はい、ありがとうございます。

それでは、この案件について、ご質問はありませんか。

(質問なし)

質問がないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号「現況証明願について」、承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇議案第4号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
（P13～p19）

議長：次に、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局：議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」、ご説明いたします。13ページをご覧ください。

こちらの表は、6月利用権分の農地中間管理事業の更新と新規設定の一覧でございます。

番号1番につきましては、宮前の田1筆で、利用権を設定する者は1名です。

転貸先（受け手）は〇〇さんで、新規設定でございます。

2番につきましては、北潟の田3筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先（受け手）は、〇〇さんで、契約の更新でございます。

3番につきましては、下番の田1筆で、利用権を設定する者は1名です。転貸先（受け手）は、〇〇さんで、新規設定でございます。

4番につきましては所有者不明農地の清間の田3筆で、受け手は、〇〇さんで、新規設定でございます。所有者不明の農地扱いのため、中間管理機構と受け手との利用権設定でございます。

こちらの農地は登記簿上の所有者が既に死亡しており、相続登記も未了であることから現所有者の確定および連絡が困難な所有者不明農地に該当します。

所有者不明農地とは、所有者が登記されていてもすでに亡くなっていたり、住所不明で連絡が取れなかったりする農地のことです。

今回のケースは、県による判断（裁定）により、中間管理機構が、この農地の利用権を設定することとなり、直接、耕作者と契約を結ぶこととなりました。

5番につきましては、牛山の畑3筆で利用権を設定する者は3名です。転貸先（受け手）は、〇〇さんでございます。

14ページから18ページまでにつきましては、番号1番から5番までの利用権を設定する土地の詳細を表した一覧です。ご確認くださいようお願いいたします。

19ページにおすすみください。こちらの表は、再貸付分の農用地利用集積等促進計画（案）でございます。利用権の設定を受ける農地は下番、玉木の田111筆でございます。

再貸付とは、中間管理機構が、土地所有者との利用権を設定したまま（中間管理権をもったまま）、現在の受け手から別の受け手に貸し付ける行為のことです。

今回の再貸付については、これまで個人として中間管理機構と契約をしていましたが、個人から法人へ変わられたので、その法人との契約を改めて行うということになりました。

以上で説明を終わります。

議 長：本案について、ご質問はありませんか。

5 番：促進計画の4番の件について、相続人はいると思われるが、調査はしていないのか。

事 務 局：相続人の探索はしているが、相続人全員が相続されないとのことでこの制度を活用することにしましたものです。

5 番：相続放棄になるということか。相続放棄ということは、国の財産になるのではないか？

事 務 局：国の財産に移るかは調べて次回、回答します。国の財産になるためには寄付という行為をしないといけないと思われます。今回は、そこまで至っていないことが想定されます。

議 長：このような状況がだんだん増えていくのではないかと心配される。手続きが複雑であるが、円滑に進めることについて、県と話していないのか。

事 務 局：制度を活用するために時間を要しているが、手続きを簡潔にするような県との話し合いはできていません。まず、2か月公示をして、県の裁定にうつるまでに6か月ほど時間がかかっている。利用権設定までは時間がかかっている状況であります。

議 長：ほかにご質問はありませんか。

2 番：この（相続放棄の）場合、賃料はどうなるのか。

事 務 局：支払われた賃料は、中間管理機構が法務局に供託するという形をとっています。

議 長：では、採決に入ります。

番号3番と再貸付分（19 ページ）については2番 藤野職務代理者が関係していますので、まず、番号1番、2番、4番、5番のみ採決を行います。

議 長： 番号1番、2番、4番、5番について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長：全員賛成です。よって意見なしと決定することといたします。

議 長：ここで、藤野 職務代理者、退席をお願いします。

（藤野 職務代理者 退室）

議 長：番号3番と再貸付分について、意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長：全員賛成です。よって意見なしと決定することといたします。

藤野 職務代理者 入室してください。

（ 藤野 職務代理者 入室）

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について（P 20～）

議 長：次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」事務局の説明を求めます。

事 務 局：報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、ご説明いたします。20ページをご覧ください。

この農地法第3条の3の規定の届出は、許可要件が必要でない所有権などの移転の報告です。今回12件の届出がございました。今回は、すべて相続による所有権の移転でございます。

1番の届出につきましては、花乃杜五丁目の畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年11月14日でございます。

2番の届出につきましては、北潟の畑1筆、赤尾の畑1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年12月13日でございます。

3番の届出につきましては、井江葭の田1筆、花乃杜1丁目から五丁目の畑4筆、北金津の畑7筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年1月23日でございます。

4番の届出につきましては、北金津の田3筆、畑1筆でございます。権利取得者は花乃杜にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年1月29日でございます。

21ページにお進みください。

5番の届出につきましては、伊井の田7筆、池口の田1筆でございます。権利取得者は伊井にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年12月27日でございます。

6番の届出につきましては、上番の田畑8筆でございます。権利取得者は上番にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年9月26日でございます。

7番の届出につきましては、北潟の田畑11筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年1月15日でございます。

8番の届出につきましては、指中の田畑8筆でございます。権利取得者は指中にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年2月5日でございます。

9番の届出につきましては、指中の田6筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和6年5月23日でございます。

10番の届出につきましては、熊坂の田1筆、畝市野々の畑5筆でございます。権利取得者は畝市野々にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は平成1年12月18日でございます。

11番の届出につきましては、矢地の田畑10筆でございます。権利取得者は鯖江市にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は令和7年3月8日でございます。

12番の届出につきましては、山十楽の田畑3筆でございます。権利取得者は山十楽にお住まいの〇〇さんで、権利取得日は平成2年11月28日でございます。

以上で説明を終わります。

議 長：本件について、ご質問はありませんか。
ご質問がないようですので、報告第1号を終わります。

◇ その他

議 長：次に、その他の（1）6月の農業委員会定例総会の開催予定について事務局の説明を求めます。

事務局：6月の定例総会につきまして、6月26日 木曜日、午後1時30分から予定しています。

議 長：ただいま事務局から6月の農業委員会定例総会の開催日の説明がありました。
このことについて、ご意見等ありませんか。
よろしいですか。
（質問、意見なし）
では、ご意見ありませんので、6月の定例総会は6月26日、木曜日、午後1時30分から開催することにいたします。

議 長：次に、その他の（2）その他について、事務局の説明を求めます。

事務局：【説明】

議 長：ご質問はありませんか。

5 番：腕章とバッジは、もらったような気がしますが、失くした場合、届け出はいるのか。

事務局：届出様式はないが、連絡いただきたい。
ほかに何かありませんか。
（意見なし）

議 長：ご質問がないようですので、その他の（2）を終わります。

◇ 閉 会

議 長：以上をもちまして、本日の会議を閉じます。
慎重なるご審議を賜り、ありがとうございました。